	項目ごとに適・不 適を選択してくた		該当施設がない 斜線を引いてくた		
簡易専用水道の管理状況	$\overline{}$				
検 査 事 項	適•不適(水槽	の区別)	適・不適(水槽σ)区別)	
水槽周囲の状態	 <受水槽>	>	<高置水槽>	>	
点検・清掃・修理等に支障のない空間が確保されていること。	1 ✓ 良・ 否	() 32	□ L·□ 香	()	
水槽周辺は清潔であること。	2 ✓ 良・ □否	() 33	良日香	()	
水槽周辺にごみ、汚物等が置かれていないこと。	3 無· ✓ 有	(旧館) 34	無・一有	()	
水槽周辺にたまり水、ゆう水等がないこと。	4 🗸 無· 🔲 有	() 35	<u></u> 新 無 ·	()	
30 de domô			複数ある場合、)か明記してくださ	l,°	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
給水管の状態		•			
当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。	63 🗸 良・ 📑 杏				
水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。	64 🛂良・ 🗌 否				
水質検査(給水栓)	_	-			
異常な臭気が認められないこと。	65 🗸 無・ 🦳 有				
異常な味が認められないこと。	66 無・ 有				
異常な色が認められないこと。	67 🗸 無・ 🗌 有				
色度が5度以下であること。	68 ✓ 良・ 否	(1 度)		
濁度が2度以下であること。	69 ✓ 良・ 否	(0.	1未満 度)		
残留塩素が検出されること。	70 ✓ 有・ 無	(0.3 mg/	1)	
書類検査		_	1		
簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面が整理保存されていること。	71 ✓ 有・ 無	必ずご	記入ください。		
受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図が整理保存されていること。	72 ✓ 有・ 無		1		
水槽の清掃記録、その他の帳簿書類等が整理保存されていること。	73 ✓ 有・ 無	直近の清掃	年月日		
上記で不適事項があった場合、必ず記入すること(不適内容、原因、改善方法および改善年月日)。		受水槽	V		
例) 旧館受水槽周辺に、ごみが置かれていた。		20XX 年	O 月 XX 日		
20XX年〇月〇日撤去		高置水槽年	月日		
上記の簡易専用水道の管理に係る記載内容については、適正であるものと認められます。					
20XX 年 月 日 建築物環境衛生管理技術者名	環境	太郎	(B)		
<u>↑</u>			_		
下記添付書類は、ここに記載の日付より直近の一年間分について必要です。					
				<i>V</i>	

【添付書類について】

平成15年7月23日付け平成15年厚生労働省告示第262号に基づき、書類検査のご依頼の際に、 帳簿書類の提出が必要となりました。下記書類の複写を必ず添付してください。

- ① 管理状況表(一部提出・一部控え)
- ② 貯水槽清掃報告書(写真は省略可)
- ③ 水質検査成績書 [消毒副生成物およびビル管16項目年2回分(うち1回は省略不可項目でも可)] *項目の内訳は<u>別紙</u>に記載してあります。
- ④ 残留塩素測定記録
- ⑤ その他設備管理記録表(貯水槽に関する自主点検表等)
 - ※①~④は必須
 - ※両面コピーや縮小コピー等で構いません
 - ※直近の一年間分について必要です

【別紙】 ③水質検査成績書の必要項目について



「建築物における衛生的環境の確保に関する法律(略称:ビル管理法)」に基づく水質検査成績書の写しを添付ください(直近の一年間分)。

* 水道又は専用水道から供給を受ける水のみを水源とする場合

検 査 種 別	検 査 頻 度	検 査 項 目 名
ビル管定期検査 (16項目)	年2回分 6ヶ月以内に1回。 (適合した場合、* の5項目は 1年以内に1回まで省略可能)	1項 一般細菌 2項 大腸菌(定性) 6項 鉛及びその化合物 9項 亜硝酸態窒素 10項 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 32項 亜鉛及びその化合物 34項 鉄及びその化合物 35項 銅及びその化合物 38項 塩化物イオン 40項 蒸発残留物 46項 有機物(TOC) 47項 pH値 48項・49項 味,臭気 50項 色度 51項 濁度
消毒副生成物 (12項目)	年1回分 1年以内に1回 (6/1~9/30の間に行う)	10項 シアン化物イオン及び塩化シアン 21項 塩素酸 22項 クロロ酢酸 23項 クロロホルム 24項 ジクロロ酢酸 25項 ジブロモクロロメタン 26項 臭素酸 27項 総トリハロメタン 28項 トリクロロ酢酸 29項 ブロモジクロロメタン 30項 ブロモホルム 31項 ホルムアルデヒド

*地下水その他水道以外の水を水源の全部又は一部としている場合(上記項目に加え、下記項目が必要)

検 査 種 別	検 査 頻 度	検 査 項 目 名
		14項 四塩化炭素
		16項 シス-1,2-ジクロロエチレン及び
		トランス - 1,2 - ジクロロエチレン
	3年以内ごとに1回	17項 ジクロロメタン
	定期に実施すべき項目	18項 テトラクロロエチレン
		19項 トリクロロエチレン
		20項 ベンゼン
		45項 フェノール類
全項目(51項目)	使用開始前に実施	厚生労働省令第101号による全項目検査